

新制度未移行幼稚園について

1. 新制度未移行幼稚園（教育）の「施設等利用給付認定」について

新制度未移行幼稚園（教育）を利用し、その利用料が無償化の対象となるためには手続きが必要です。

無償化の対象となるためには、子育てのための施設等利用給付認定（新1号認定）を受ける必要があります。（事前申請が必要）

無償化により、満3～5歳児クラスの入園料・保育料が28,000円/月まで無償になります。ただし給食費、教材費、行事費、バス送迎費などは無償化の対象となりません。

※預かり保育も利用する場合は下記「2. 新制度未移行幼稚園（教育）と預かり保育の「施設等利用給付認定」について」を参照。

2. 新制度未移行幼稚園（教育）と預かり保育の「施設等利用給付認定」について

新制度未移行幼稚園（教育）及び預かり保育の利用をし、その利用料を無償化の対象とするためには手続きが必要です。

無償化の対象となるには、子育てのための施設等利用給付認定（新2・3号認定）を受ける必要があります。（事前申請が必要）

※新2・3号認定は保育の必要性の認定が必要となります。

認定区分	年齢	保育の必要性	保育料 無償化限度額 (R8.10月～)	預かり保育 無償化限度額 (R8.10月～)	申請書類
新1号認定	満3歳児以上	なし	月額上限 28,000円	預かり保育料は 無償化対象外	①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届（様式第1号）
新2号認定	3歳児以上	あり	※入園料は入園初年度に限り月額に換算して無償化の対象となります。	月額上限 12,300円 (日額上限490円×利用日数)	①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届（様式第2号） ②保育の必要性の認定に必要な書類
新3号認定	満3歳児			月額上限 17,700円 市町村民税非課税世帯のみ (日額上限490円×利用日数)	